

高知大学人文社会科学部人文社会科学科人文科学コース  
『人文科学研究』第23号 別刷(二〇二八)

木下吉隆と文祿の役に関する豊臣秀吉朱印状の年代

津  
野  
倫  
明



## 木下吉隆と文祿の役に関する豊臣秀吉朱印状の年代

津野倫明

(人文科学コース)

はじめに

本稿の目的は、豊臣秀吉の右筆として名高い木下吉隆に着目し、朝鮮出兵時の豊臣秀吉朱印状の年代比定における指標を提示することである。<sup>①</sup>

旧稿でも述べたように、秀吉発給文書の年代比定は織豊期研究における重要な課題である。<sup>②</sup>二〇一五年に永祿八(一五六五)年～天正一(一五八三)年までの発給と判断される秀吉発給文書を収録する『豊臣秀吉文書集一』が刊行され、<sup>③</sup>本年には天正一七年～同十八年までの発給と判断される秀吉発給文書を収録する『豊臣秀吉文書集四』が刊行されるにいたっている。<sup>④</sup>こうした刊行の前提をなしているのは、三鬼清一郎『豊臣秀吉文書目録』、同『豊臣秀吉文書目録(補遺1)』、藤井讓治『秀吉文書集成』である。<sup>⑤</sup>これらにおいても年代未詳とされている文書は多数あり、『豊臣秀吉文書集』の編集に携わる藤井氏が指摘したように年代比定は喫緊の課題ともなっている。<sup>⑥</sup>また、当然ではあ

るが、秀吉発給文書の年代比定は織豊期研究の一環としての朝鮮出兵研究においても喫緊の課題であり続けてきた。当該研究の牽引者である中野等氏の秀吉朱印状の分析を主とした研究によって、その年代比定は格段に進展した。<sup>⑦</sup>ただし、依然として、年代未詳もしくは年代誤認のものが散見する。

そこで、本稿ではわずかなりとも研究の進捗に貢献すべく、年代比定における指標を提示する。具体的には木下吉隆の失脚・官途の検討にもとづいて指標を提示する。しかるのちに、六通の秀吉朱印状を例にその有効性を検証してみたい。

### 一 木下吉隆の失脚

本章では、近年の秀次事件に関する研究もふまえつつ、木下吉隆の失脚を検討し、吉隆が発給に関与した秀吉朱印状の年代比定における一つの指標を提示したい。

本稿で着目する木下吉隆については、つとに桑田忠親氏が秀吉の右筆に関する論考において次のように指摘している。<sup>9)</sup>

半介、大膳大夫と称し、秀吉の奏者・奉行などを勤めて、その功績偉大なものがあつたことは、根本史料たる当時の古文書の実証するところであるが、(中略)その子孫が絶えたせいか、公刊の人名辞書などには、全然、その名すら見当たらない。これは、甚だ遺憾なことと思う。その最後は、文祿四年七月の関白秀次一件に連坐して、薩摩に流され、死を賜つたのである。『島津国史』によれば、慶長三年三月二十日に自害している。

桑田氏の「甚だ遺憾」なる所感にも表出しているように、残存する関連文書の多さからすると意外なほど吉隆は人目を奪う存在ではなかつたようである。しかし、『豊臣秀吉文書目録』の作成者である三鬼清一郎氏は秀吉文書の分析にもとづいて、吉隆の豊臣政権における存在意義を看破した。<sup>10)</sup>

天正十三年九月、一柳市介にあてたものを初見として、その後も多くの添状を発給している。確認できたものだけでも三百十通ほどあり、群を抜いて多い数字である。文祿四年の秀次事件に連座して失脚するが、もしもその後も健在であつたならば、さらに数字は増えたであろう。朝鮮出兵の時期においても、主として内政面を担当していたようである。豊臣政権における奉行組織の中心人物とみなしてよいと思われる。

吉隆を「奉行組織の中心人物」と評す三鬼氏の指摘以後も、吉隆

は人目を奪う存在に転じなかつたようである。後述のような吉隆に関する堀越祐一氏の研究もあるが、秀吉朱印状の年代比定ともかかわる吉隆の失脚や官途に関する検討は放置されてきた観がある。かかる吉隆の研究状況が本稿執筆の動機の一つとなっている。

まず本章では、秀吉朱印状の年代比定において重要な鍵となる、秀次事件に連座した吉隆の失脚について確認しておきたい。次に掲げるのは、おそらく桑田・三鬼の両氏も依拠した太田牛一著『大かうさまくんきのうち』の文祿四年七月一三日の記事である。<sup>11)</sup>

史料 1

七月十三日、くミつかまつり候あくぎやう人、御せいはいひ、

御けんし (増) 御けんし (前) 御けんし (以)

ました多(増)ものせう (田) いしたぢぶ(長)のせう (盛) いしたぢぶ(石)のせう (田)

(中略)

一、はねたな(羽)か(田)とのか(正)ミ、はし(堀)は(秀)き(政)う(直)たるニ御あつけ、

(中略)

を(遠)ん(流)るのしゆ

あ(荒)ら(木)あ(元)ん(清)しん (池)ふ(な)こ(し)五郎(景)も(直)ん

い(池)け(田)だ(重)ひ(信)んこ (木)の(下)した(古)だ(隆)い(直)せん

い(池)け(田)た(重)や(信)多(直)も(隆)ん

とう(古)ぎ、かやう二候て、いつれも御せいはいひ、

この文祿四年七月一三日の段階で秀次事件に連座した者に関する記事には、「をんるのしゆ」の一人として「木のしただいせん」すなわち

木下吉隆があがっている。その吉隆の自害について桑田氏は「慶長三年三月二十日」と指摘しているものの、『史料綜覧』の慶長三年三月二十七日条には、「是ヨリ先、秀吉、近臣木下吉隆ヲ故豊臣秀次ノコトニ坐シ薩摩ニ流ス、是日、自殺セシム」とあり、典拠はやはり『島津国史』とされている。<sup>12</sup> 『島津国史』には、慶長三年三月の出来事が次のように記されている。<sup>13</sup>

#### 史料2

初木下吉隆有罪。流於坊津。(中略)至是関白命賜之死。北条善左衛門。最上右近。率兵卒至加世田。二十七日。(中略)乃拔脇指。

自刺其腹而死。(後略)

『島津国史』は寛政九(一七九七)年より編纂され、享和二(一八〇二)年に島津斉宣に撰進された薩摩藩の正史であり、「最も信憑性の高い史書」と評されている。<sup>14</sup> 史料2として掲げた記述によれば、「木下吉隆」は薩摩坊津に流罪となり、秀吉の命により切腹している。「木下」という名字、史料1の「をんるのしゆ」との関係、秀吉の命による切腹、これらから「吉隆」が吉隆のことであるのはまちがいない。よって、吉隆の自害は慶長三年三月二十七日であったとみられる。

では、そもそも何ゆえ吉隆は秀次事件に連座したのであろうか。薩摩藩士の五代秀堯・橋口兼柄が天保一四(一八四三)年に完成させた『三国名勝図会』には、<sup>15</sup> 「木下大膳大夫吉隆事蹟」が立項されており、次のような記事がある。<sup>16</sup>

#### 史料3

吉隆は朝鮮に於て 松齡公(島津義弘)に獵虎の命を伝へし人なり、其後石田三成が為に讒せられ、薩州坊津に配流せらる、既にして 貫明公(島津義久)に命じて誅せしめ、加世田辻堂にて是を斬り、首を名護屋に献ず、ここでも「吉隆」と記されているが、項目名に「木下大膳大夫」とあるので、吉隆のことであるのはまちがいない。その吉隆は石田三成の讒言により坊津に配流になったとされている。また、吉隆の死は切腹ではなく斬首であったかのように説明されている。とくに三成の讒言に関する記述は興味深い、その是非は判断できない。ただ、秀次遁世に関する状況を検討してゆくと、吉隆連座の理由がみえてきそうである。

#### 史料4

今日殿下(秀次)伏見へ御出也、則大閣(秀吉)御義絶、暮々関白殿(秀次)御遁世、高野へ御発可有之由有之云々、(後略)

これは『言経卿記』文禄四年七月八日条の記事である。<sup>17</sup> この記事により、七月八日に秀次が聚楽第から伏見にゆき、秀吉と義絶し、日が暮れようとする頃に遁世して高野山に向けて出発したことがわかる。また、『兼見卿記』同年同月九日条には次のような記事がある。<sup>18</sup>

#### 史料5

昨夜殿下(秀次)令切御本結、為高野御住居之由申訖、(中略)御供之衆五人、大閣ヨリ兩人被相添人云々、不慮之体也、御謀反治定、歴々一味之衆在之、連々可有御糺明云々、(後略)

こうした『言経卿記』『兼見卿記』などの記事について、矢部健太郎

氏は「共通していたのは、秀次の失脚を彼自身の意志に基づく「出奔」とする認識であった」と指摘している。<sup>19</sup> さらに矢部氏は、遁世後の秀次切腹に関する次の『お湯殿の上の日記』文祿四年七月一六日条の記事に注目した。<sup>20</sup>

史料6

くわんはくとのきのふ十五日のよつ時に御はらさらせられ候よし申、むしちゆへかくの事候のよし申なり、

矢部氏はこの記事を精緻に分析して、「高野山に秀次を「住山」させようとした秀吉の意に反し、秀次は無実を証明するため、切腹する道を自ら選んだ」とする画期的な学説を提示したのである。<sup>21</sup> 吉隆連座の理由を考えるにあたっては、とくに遁世が秀吉の意向によるのではなく秀次自身の意志にもとづくという指摘は重要である。次に掲げるのは、遁世にかかわる『大かうさまくんきのうち』の記事である。<sup>22</sup>

史料7

七月八日、くわんはくひてつきけう、ふしミ、木のしたたいせんのかみところにいたつて、御なり、すなはち、御ふきやうをつけられ、もくじきこうざんせう人・はねたなかとのかミ・木のしたたいせんのかミ、御ともにおほせつけられ、きいしうかうやさんせいがんじにおゐて御とうざんさふらいき、(後略)

この記事によれば、伏見に到着した秀次は吉隆のところに御成し、「御ふきやうをつけられ」、木食応其・羽田正親・吉隆らに供を命じて高野山青巖寺に登山した。「御ふきやう」は秀吉が任命した監視役かの

ようにもとれる。しかし、遁世が秀次自身の意志にもとづいているならば、この「御ふきやう」は遁世にかかわる業務を担う者であり、秀次が任命したと考えられる。その奉行が供を命じられた吉隆らであったかは不明であるが、史料5には「御供之衆五六人、大閤ヨリ兩人被相添人云々」とあり、この「兩人」は藤堂高虎・羽田正親だったようである。<sup>23</sup> 吉隆の同行は確認できないものの、同じ史料5には「御謀反治定、歴々一味之衆在之、連々可有御糺明云々」とあり、この「御糺明」の結果の一部を記したのが史料1の記事であろう。そのうちに堀秀政にお預けとなった羽田正親があがっており、また「をんるのしゆ」として吉隆があがっている。おそらく、登山先である高野山の応其はあくとして、正親・吉隆の兩名は秀次の遁世にかかわったことが連座の理由として重視されたのであろう。さらに、吉隆の場合はその屋敷が秀次の伏見における御成の場となっていたことが問題視されたと考えられる。史料4・7を読む限りでは、伏見に到着した秀次は秀吉の命によつてではなく、自身の判断で吉隆の屋敷に入り、夕刻になって同所で遁世したと考えられる。では、何ゆえ秀次は吉隆の屋敷を選択したのであろうか。

秀吉・秀次間の情報伝達の構造を考察した堀越祐一氏は次のように指摘している。<sup>24</sup>

命令の伝達を担っていたのはそれぞれの直臣たちであったが、なかでも秀吉側近の木下吉隆と秀次側近の駒井重勝はその中心的存在であった。木下吉隆は秀吉の命令だけでなく、秀吉の動向につ

いて頻繁かつ詳細に伝達していた。そして、秀吉・秀次の良好な関係維持のため、ときに秀次に秀吉への使者派遣を勧め、また秀次の立場を損なうことがないように積極的に動いていた。

この指摘をふまえるならば、秀次はかねてより秀吉・秀次間で奔走していた吉隆を頼みにしており、そのため吉隆の屋敷を通世の場にしたと考えられる。堀越氏は吉隆連座の理由について、吉隆が重勝を介して「重要機密」にあたる「秀吉の健康状態」を秀次側に漏らしていたからではないかと推測している。<sup>(25)</sup> こうした秀次通世前の行動が災いしたであろうことは否定しないが、むしろ連座の直接の理由は羽田正親とともに、しかも自邸において秀次通世にかかわったことに求めるべきであろう。

本章では、近年の秀次事件に関する研究もふまえて、吉隆の失脚を検討した。吉隆は秀次通世にかかわり、そのため秀次事件に連座して文禄四年七月一三日には失脚した。その後、吉隆は配流先の薩摩において慶長三年三月二十七日に自害する（斬首された可能性もある）。よって、年代比定における指標の一つは吉隆の失脚であり、吉隆が発給に関与した秀吉朱印状の下限は文禄四年七月一三日頃となる。

## 二 木下吉隆の官途

本章では、吉隆の官途を検討し、吉隆が発給に関与した秀吉朱印状の年代比定におけるもう一つの指標を提示したい。

『史料綜覧』文禄二年一〇月三日条には、「秀吉ノ近臣山中長俊ヲ山城守ニ任ジ、従五位下ニ叙ス、又、同木下吉隆ヲ大膳大夫ニ任ジ、従五位下ニ叙ス」とあり、典拠は「柳原家記録所収資勝卿符案御教書等」とされている。<sup>(26)</sup> こうした長俊・吉隆の叙任に関する説は通説となっているようである。<sup>(27)</sup> では、その根拠となっている「柳原家記録所収資勝卿符案御教書等」の記事をみてみよう。<sup>(28)</sup>

史料 8

上卿中山大納言<sup>(親綱)</sup>

文——後九月卅日 豊臣利政<sup>(前田)</sup>

叙従五位下侍従

上卿大炊御門大納言<sup>(経頼)</sup>

文——十月三日 豊臣長俊

叙従五位下任山城守

上卿中山大納言

文——九月三日 豊臣正澄<sup>(石田)</sup>

叙従五位下任木工頭

前田利家の子利政の叙任が「後九月」すなわち閏九月とされているので、その年代は文禄二年である。続いて記載されている長俊や石田正澄の叙任も文禄二年であったと判断してよい。このように長俊が文禄二年一〇月三日山城守に任じられた記事は確認されるものの、肝心の吉隆に関するそれは確認できない。<sup>(29)</sup> ただし、『駒井日記』では文禄二年一〇月六日条から吉隆を大膳大夫とする記事が登場し、一方で同年

一〇月一三日条までは半介とする記事が確認される。<sup>50)</sup> よって、吉隆は同年一〇月六日以前に大膳大夫に任じられたと判断しうる。長俊については、『駒井日記』では文祿二年二月二日まで橋内とする記事が確認され、山城守とする記事が登場するのは翌文祿三年正月一九日条である。このように吉隆・長俊の官途名が他者の間で定着してゆくにはタイムラグが存在したようであるが、両人が発給に關与した秀吉朱印状においては叙任直後から官途名が使用されていたと考えるべきであろう。なお、内容からして天正一九年に比定できる一二月一四日付島津義久宛秀吉朱印状に「猶淺野彈（長政）正少弼・石田木工頭（正徳）・木下半介可申候也」とある例が示すように、吉隆が半介と称しているのに対し、正澄は正式な叙任以前から木工頭と称していた。こうした事例が示すように、官途にもとづく文書の年代比定は注意を要するが、吉隆や長俊に関しては右にあげた『駒井日記』の所見からして、叙任後に官途名が使用されていたと考えて大過なからう。

本章では、吉隆の官途を検討した。吉隆は文祿二年一〇月三日に大膳大夫に任じられたとするのが通説であったが、その根拠は見いだせなかった。ただし、『駒井日記』の所見からすると、同年一〇月六日以前に大膳大夫に任じられていたと判断できる。よって、年代比定におけるもう一つの指標は吉隆の官途であり、天正二〇（文祿元）年に始まる朝鮮出兵に関する秀吉朱印状で末尾に吉隆の名が記載されたものは次のように年代比定できる。半介とあれば、その下限は文祿二年一〇月五日である。大膳大夫とあれば、その上限は文祿二年一〇月六日

頃であり、こちらの下限は前章で指摘した吉隆失脚の文祿四年七月三日頃となる。してみると、朝鮮出兵時に吉隆が発給に關与した秀吉朱印状は慶長の役に関するものは存在せず、いずれも文祿の役―講和交渉期も含む―に関するものであるといえる。これが本稿表題のゆえんとなっている。次章以下では、ここで提示した指標の有効性を確認してゆきたい。

### 三 海戦に関する三月六日付豊臣秀吉朱印状二通の年代

本章では、海戦に関する三月六日付秀吉朱印状二通を例として、本稿で提示した指標の有効性を検証してみたい。

#### 史料9

今度敵番船出二付、弟得（得）井半右衛門尉（通幸）、碎手数ヶ所、被疵相果之由、不便二思召候、然而軍役等不相替申付之段尤候、知行不可有別儀候条、跡目相続之儀肝要候、委曲長東大藏太輔（正家）・木下半介・山中橋内可申候也、

三月六日 ○（秀吉朱印）

（米島通総）  
村上助兵衛尉とのへ

本稿では、『今治郷土史資料編古代・中世（第二卷）』所収「久留島家文書」の翻刻を掲げた。<sup>51)</sup> 同書では「文祿三年カ」とされているが、『豊臣秀吉文書目録』一二四頁および『秀吉文書集成』では年代未詳とされている。この文書は「敵番船」との海戦における得居通幸（来

島通総の弟としているのは秀吉の誤解)の戦死を悼んでいる内容からして、朝鮮出兵時のものであることは言を俟たない。念のため、吉隆自身が半介と称していたことを示す、この秀吉朱印状と同日付で発給された連署状を確認しておこう。

#### 史料 10

得居半右衛門尉、番舟相戦、手負、被相果通令披露候之処、一段不便被思召候、<sup>(備忘)</sup>跡目之儀、無相違被 仰付之旨、以御朱印、被仰出候、村上助兵衛二相加、御役儀等無由断通、具申上候条、可被得其意候、  
恐々謹言、

長大藏

三月六日 家(花押)

木半介

吉隆(花押)

(上書)

藤堂佐渡守殿<sup>(高虎)</sup>

脇坂中務少輔殿<sup>(安治)</sup>

菅平右衛門尉殿<sup>(達長)</sup>

加藤左馬助殿<sup>(嘉明)</sup>

九鬼大隅守殿<sup>(嘉隆)</sup>

御返報

本稿では、『今治郷土史資料編古代・中世(第二巻)』所収「久留島

家文書」の翻刻を掲げた。<sup>(33)</sup> 同書では、「文禄三年カ」とされている。この連署状は海戦における得居通幸の戦死に言及しており、史料9の秀吉朱印状と同日付で発給されたものであるのはまちがいない、吉隆自身が半介と称していたことが確認される。

すでに史料9の年代比定に関しては、山内讓氏による考証がある。<sup>(34)</sup> 山内氏はかつて文禄三年説をとっていたが、宮尾克彦氏が発表した文禄二年説を支持するにいたった。<sup>(35)</sup> 以下、山内氏が提示した支持の理由の要点を確認してゆこう。<sup>(36)</sup>

まず、山内氏は『豊臣秀吉文書目録』の情報をもとに史料9と同日付の次の史料11に着目した。

#### 史料 11

去月廿二日敵番舟出候之処ニ、大船二艘船手之衆乗捕之由注進之趣、具に被聞召届候、外聞尤思食候、然者取々相争儀不可然候、所詮向後者藤堂佐渡守・九鬼大隈守、<sup>(高虎)</sup>為兩人惣而可令異見旨被仰出候間、可任其候、於違背者可為曲言候、猶於様子者黒田勘解由・<sup>(孝高)</sup>片桐市正被仰合候也、

秀吉公

三月六日 御朱印

菅平右衛門尉とのへ

本稿では、東京大学史料編纂所所蔵写本「因幡志」による翻刻を掲げた。<sup>(37)</sup> 『豊臣秀吉文書目録』一二四頁および『秀吉文書集成』では年

代末詳とされている。山内氏は、この史料11に関して、史料9と同日

付であること、宛所が来島通総・得居通幸と同じく船手であった菅達長であることなどから、史料9と一連のものとみた。さらに山内氏は史料11の「去月廿二日」「大船二艘船手之衆乗捕」といった記述が李舜臣『乱中日記』の文祿二年二月二日条に記された慶尚道熊川における海戦の記述と合致することに注目した（この日は日本と明・朝鮮の曆は同一）。次に掲げるのは、その文祿二年二月二日条の北島万次氏による訳である。<sup>88)</sup>

史料12

（前略）倭賊が慌てふためきはじめた時、戦船を集結してただちに熊川に攻撃を加えたところ、倭賊の勢力はばらばらとなって弱体となり、ほとんど殲滅した。ところが、鉢浦ハツウラの二号船・加里浦カリウラの二号船は命令もないのに（熊川に）突入して浅瀬に乗り上げ、倭賊の襲撃を受けた。それは痛憤の極みであり、肝が裂けるようであった。（後略）

北島氏によれば、鉢浦の二号船とは全羅左道鉢浦統船將軍官李應漑の船であり、加里浦の二号船とは全羅右道加里浦統船將軍官李慶集の船であった。これらの船が史料11の「大船二艘」に該当するとみてよく、山内氏は史料11が「熊川の海戦について述べたものであることはほぼ間違いないといえよう」とし、史料11と関連する史料9も「同じ海戦にかかわるものとみることができるといふことになる」との結論をくだした。こうした山内氏の考証とそれにもとづく史料9・11をもとに文祿二年とみる結論は至当であろう。

では、本稿で提示した指標により史料9の年代を比定してみよう。吉隆が大膳大夫ではなく半介と称しているので、年代は天正二〇（文祿元）年・文祿二年のいずれかに限定される。周知のとおり、文祿の役における渡海諸將の第一陣は小西行長らであり、その釜山上陸は天正二〇年の四月二二日のことであった。<sup>89)</sup>もとより、「敵番船」との海戦における得居通幸の戦死を悼んでいる三月六日付の史料9の年代は天正二〇年ではありえない。よって、本稿における指標によれば、史料9そしてこれとの関連が明らかなる史料11の年代は文祿二年においてほかに考えられない。

四 加藤清正宛豊臣秀吉朱印状四通の年代

本章では、加藤清正宛秀吉朱印状四通を取り上げ、本稿で提示した指標の有効性を検証してみたい。なお、議論を先取りするならば、その限界も確認される。

史料13

為七夕祝儀、生絹帷子二并銀子十枚到来、悦思食候、随而其表無相替儀由尤候、在城普請以下、無由断申付候旨、辛勞至候、猶長東大藏太輔・木下大膳大夫可申候也、

七月十二日 ○（秀吉朱印）

加藤主計とのへ

本稿では、『熊本県史料中世篇第五』所収「加藤清正家蔵文書」の翻

刻を掲げた<sup>40</sup>。同書では「文禄二年カ」とされている。『豊臣秀吉文書目録』一三九頁では「尊経閣古文書纂」を出典とし、「儀礼関係」のうち「七夕」の項に分類されており、年代に関する指摘はない。『秀吉文書集成』では右の「加藤清正家蔵文書」の翻刻を掲げ、「文禄二年カ」とする判断に準じているようである。

この文書のように儀礼関係の文書の年代比定は難しい。ただ、本稿で提示した指標によれば、吉隆の官途からして文禄二年以前のものはないことが明白であり、同三年もしくは同四年に限定される。よって、「其表無相替儀由尤候、在城普請以下、無由断申付候旨、辛勞至候」という内容からも明らかのように、文禄の役時に朝鮮在陣中の加藤清正に宛てられた秀吉朱印状なのは確実である。中野等氏の研究によれば、清正の釜山上陸は天正二〇（文禄元）年四月一七日であり、一時帰還は文禄五年五月以降のことと考えられる<sup>41</sup>。こうした在陣状況のため、清正の動向にもとづいて年代を断定するのは困難であろう。しかし、吉隆の動向に目を向けると、年代を比定しうる。第一章で検討したように、秀次が吉隆の屋敷に入り、遁世したのは文禄四年七月八日であり、このため七月一二日に吉隆が秀吉朱印状の発給に携わった可能性はきわめて低い。よって、史料13の年代は文禄三年に比定して大過ないであろう。史料13の場合は本稿で提示した指標の有効性が確認されたわけだが、同様に儀礼関係の文書である次の清正宛秀吉朱印状の場合はどうであろうか。

#### 史料14

於高麗焼之塩式百俵并其国炮式百ヶ到来、悦思食候、猶木下大膳大夫可申候也、

六月三日 ○（秀吉朱印）

加藤主計頭とのへ

本稿では、『熊本県史料中世篇第五』所収「加藤清正家蔵文書」の翻刻を掲げた<sup>42</sup>。同書では「文禄三年カ」とされている。『豊臣秀吉文書目録』一四六頁では「尊経閣古文書纂」を出典とし、「儀礼関係」のうち「見舞一般」の項に分類されており、年代に関する指摘はない。『秀吉文書集成』では右の「加藤清正家蔵文書」の翻刻を掲げ、「文禄三年カ」とする判断に準じているようである。

本稿で提示した指標によれば、吉隆の官途からして年代は文禄三年もしくは同四年に限定される。しかしながら、『熊本県史料中世篇第五』が推測した年代の正否を判断することも、決定的な年代を示すこともできない。ここに本稿で提示した指標の限界を認めざるをえない。

清正関係文書については、金子拓氏が九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門所蔵「宇土細川家文書」に収められた「阿部氏家蔵豊太閤朱印写」を翻刻し、分析している<sup>43</sup>。「阿部氏家蔵豊太閤朱印写」には『豊臣秀吉文書目録』『豊臣秀吉文書目録（補遺1）』に未収録の「いわゆる「新出」と呼ぶべき文書」があり、吉隆が発給に携わった文禄の役に関する秀吉朱印状写二通も含まれている。それらを掲げよう。

史料15

高麗干鯛三百ヶ到来、悦思食候、尚木下大膳大夫可申候也、

六月廿七日朱印

加藤主計頭とのへ

史料16

於高麗自身討之白鳥彦ツ・鶴一到来、悦思食候、委曲長東大藏大

輔・木下大膳大夫可申候也、

極月廿日朱印

加藤主計頭とのへ

本稿では、両者ともに金子氏による翻刻を掲げた<sup>45)</sup>。同氏の研究では、前者は「文祿3年カ」、後者は「文祿2年カ」と推定されている。なお、『秀吉文書集成』では両者ともに年代未詳とされている<sup>47)</sup>。

本稿で提示した指標により、吉隆が大膳大夫と称している両者の年代について考えてみよう。前者は六月二十七日付なので、上限は文祿三年、下限は文祿四年となる。一方、後者は二月二十日付なので、上限は文祿二年、下限は文祿三年となる。よって、金子氏の研究で示された推定年代は本稿で提示した指標と矛盾しない。そもそも、金子氏も吉隆の任大膳大夫と失脚の時期を推定の根拠としたのかもしれないが、それぞれを「文祿3年カ」「文祿2年カ」と推定している点からすると、別の指標にもとづいているのかもしれない。その推定の是非を決しえない現状もまた、本稿で提示した指標の限界を示している。

おわりに

本稿では、木下吉隆の失脚・官途を検討し、朝鮮出兵時の豊臣秀吉朱印状の年代比定における指標を提示した。吉隆が秀次事件に連座して失脚したのは文祿四年七月一三日であった。その吉隆はかつて半介と称していたが、文祿二年一〇月六日までには確実に大膳大夫に任じられていた。こうした失脚・官途の事実確認にもとづいて、朝鮮出兵に関する秀吉朱印状のうち末尾に吉隆の名が記載されたものにかかわる次のような指標を提示した。すなわち、半介と記載されている場合の下限は文祿二年一〇月五日であり、一方大膳大夫と記載されている場合の上限は文祿二年一〇月六日頃であり、こちらの下限は吉隆失脚の文祿四年七月一三日頃となる。よって、朝鮮出兵時に吉隆が発給に関与した秀吉朱印状はいずれも文祿の役に関するものであるといえる。かかる指標の有効性を六通の秀吉朱印状を例に検証した結果は以下のとおりであった。史料9・11の場合は文祿二年、史料13の場合は文祿三年とそれぞれ年代が確定でき、指標の有効性が確認された。一方、史料14・15・16の場合はいずれも文祿期の二年間に絞り込む効力は確認されたものの、一年単位での年代比定にはいたらなかった。ここに指標の限界が示されている。しかしながら、冒頭で述べた喫緊の課題を抱える朝鮮出兵研究ひいては織豊期研究の進捗の一助になればと考へ、小稿を執筆した。

註

- (1) 桑田忠親「右筆と公文書に関する諸問題」(同『豊臣秀吉研究』角川書店、一九七五年)。なお、本稿では、人名についてはおおむね辞書類の記述に採用されている一般的なものを使用する。
- (2) 豊臣秀吉の朝鮮出兵に関しては様々な呼称が用いられているが、本稿では一般的な呼称である朝鮮出兵あるいは文禄の役・慶長の役を使用する。こうした呼称をめぐる議論については、拙稿「朝鮮出兵の原因・目的・影響に関する覚書」(高橋典幸編『戦争と平和』竹林舎、二〇一四年)、同「丁酉再乱時の日本の目的と日本側の軍事行動」(『韓日関係史研究』第五七輯、二〇一七年)など参照。
- (3) 拙稿「『在高麗奉公人』に関する豊臣秀吉朱印状の年代比定」(高知大学人文学部人間文化学科『人文科学研究』第二一号、二〇一五年)。
- (4) 名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集一』(吉川弘文館、二〇一五年)。
- (5) 名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集四』(吉川弘文館、二〇一八年)。
- (6) 三鬼清一郎『豊臣秀吉文書目録』(私家版、一九八九年)、同『豊臣秀吉文書目録(補遺1)』(私家版、一九九六年)、藤井讓治『秀吉文書集成』(私家版、二〇一二年三月版)。
- (7) 藤井讓治『豊臣秀吉文書集』の誕生」(『史学雑誌』第一二四編第三号、二〇一五年)。
- (8) 中野等『秀吉の軍令と大陸侵攻』(吉川弘文館、二〇〇六年)。
- (9) 前掲桑田「右筆と公文書に関する諸問題」四四七頁。
- (10) 三鬼清一郎「豊臣秀吉文書の概要について」(『名古屋大学文学部研究論集 史学』44、一九九八年)。
- (11) 慶応義塾大学付属研究所斯道文庫編『斯道文庫古典叢刊之三 大かうさまくんきのうち』(汲古書院、一九七五年)。人名に付した傍注の荒木元清・池田重成は谷口克広『織田信長家臣人名辞典第2版』(吉川弘文館、二〇一〇年)、また船越景直・池田重成・池田重信は堀越祐一「知行充行状にみる豊臣「五大老」の性格」(同『豊臣政権の権力構造』吉川弘文館、二〇一六年、初出二〇一〇年)を参考にした。
- (12) 『史料綜覧卷十三』(東京大学出版会、一九五四年)。
- (13) 山本正誼『島津国史六』(島津家編集所、一九〇五年)七〇八頁。引用に際して、返り点と送り仮名は省略した。
- (14) 原口虎雄「しまづこくし 島津国史」(『国史大辞典第七巻』吉川弘文館、一九八六年)。
- (15) 原口虎雄「三国名勝図会解題」(高野和人編集『三国名勝図会索引』図書出版青潮社、一九八二年)。
- (16) 高野和人編集『三国名勝図会第二巻』(図書出版青潮社、一九八二年)。

- (17) 『大日本古記録言経卿記六』（岩波書店、一九六九年）。
- (18) 『兼見卿記第五』（八木書店、二〇一六年）。
- (19) 矢部健太郎『関白秀次の切腹』（KADOKAWA、二〇一六年）一九四頁。なお、この指摘は金子拓「秀次事件の真相 実像編」（堀新・井上泰至編『秀吉の虚像と実像』笠間書院、二〇一六年）の見解をふまえたものである。
- (20) 『続群書類従補遺三 お湯殿の上の日記（八）』（続群書類従完成会、一九三四年）。
- (21) 前掲矢部『関白秀次の切腹』二一八頁。
- (22) 前掲『斯道文庫古典叢刊之三 大かうさまくんきのうち』。
- (23) 前掲矢部『関白秀次の切腹』一九四〜一九八頁。
- (24) 堀越祐一「太閤・関白間における情報伝達の構造」（前掲同『豊臣政権の権力構造』、初出二〇〇六年）一〇五頁。
- (25) 前掲堀越「太閤・関白間における情報伝達の構造」一〇六〜一〇七頁。
- (26) 前掲『史料綜覧卷十三』。
- (27) 例えば、藤田恒春編校訂『増補駒井日記』（文献出版、一九九二年）三三五頁にも「文祿二年一〇月三日、山中長俊は従五位下山城守、木下吉隆は従五位下大膳大夫に叙任した（『柳原家記録』卅六）との指摘がある。
- (28) 東京大学史料編纂所所蔵謄写本「柳原家記録第三十六卷」。
- (29) 下村效「天正 文祿 慶長年間の公家成・諸大夫成一覧」（同『日

本中世の法と経済』続群書類従完成会、一九九八年、初出一九九三年）においても、「柳原家記録所収資勝卿符案御教書等」を典拠とする長俊叙任に関する指摘はあるが、吉隆叙任に関するそれはない。

- (30) 前掲藤田編校訂『増補駒井日記』。
- (31) 『大日本古文書島津家文書』三五八号。
- (32) 『今治郷土史資料編古代・中世（第二卷）』（今治郷土史編さん委員会、一九八九年）所収「久留島家文書」五五一頁。なお、引用にあたり掲載写真を参考に積文を若干修正した。
- (33) 前掲『今治郷土史資料編古代・中世（第二卷）』所収「久留島家文書」五七三頁。なお、引用にあたり掲載写真を参考に積文を若干修正した。
- (34) 以下、山内讓『海賊衆 来島村上氏とその時代』（セキ株式会社、二〇一四年）一七六〜一八三頁参照。
- (35) 前掲山内『海賊衆 来島村上氏とその時代』一七八頁・二七二頁によれば、宮尾氏が文祿二年説を提示したのは同「得居通幸の死没事情について」（史鍊会発表レジメ、二〇一〇年）とされている。当該レジメには遺憾ながら接していないが、山内氏の説明をみる限りでは本稿で提示した指標は使用されていないようである。
- (36) 山内氏は後掲史料11の「大船二艘」「取々相争儀」と『脇坂記』の記述との関係にも言及しているが、本稿では要点を確認することにし、両者の関係については割愛している。

(37) 東京大学史料編纂所蔵写本「因幡志四十三」。

(38) 北島万次訳注『乱中日記1』(平凡社、二〇〇〇年)一〇六頁。

(39) 前掲中野『秀吉の軍令と大陸侵攻』六〇頁など。

(40) 『熊本県史料中世篇第五』(熊本県知事寺本広作、一九六六年)

所収「加藤清正家蔵文書」一五。

(41) 中野等「唐入り(文祿の役)における加藤清正の動向」(山田貴

司編著『加藤清正』戎光祥出版、二〇一四年、初出二〇一三年)。

(42) 前掲『熊本県史料中世篇第五』所収「加藤清正家蔵文書」一三。

(43) 金子拓「肥後加藤家旧蔵豊臣秀吉・秀次朱印状について」、同「肥

後加藤家旧蔵豊臣秀吉・秀次朱印状について(続)」(ともに前掲

山田編著『加藤清正』収録、前者の初出は二〇一一年、後者の初

出は二〇一二年)。

(44) 前掲金子「肥後加藤家旧蔵豊臣秀吉・秀次朱印状について」三  
九六頁。

(45) 前掲金子「肥後加藤家旧蔵豊臣秀吉・秀次朱印状について」の

【翻刻篇】一八、一九。

(46) 前掲金子「肥後加藤家旧蔵豊臣秀吉・秀次朱印状について」の  
表一。

(47) なお、『秀吉文書集成』は前掲金子「肥後加藤家旧蔵豊臣秀吉・  
秀次朱印状について」の【翻刻篇】を出典としているようである。

〔付記〕

本稿執筆にあたり、史料検索に三鬼清一郎『豊臣秀吉文書目録』(私家版、一九八九年)、同『豊臣秀吉文書目録(補遺1)』(私家版、一九九六年)、藤井讓治『秀吉文書集成』(私家版、二〇一二年三月版)、東京大学史料編纂所の所蔵史料目録データベース・日本古文書ユニオンカタログなどを利用した。

本稿はJSPS科研費P16K03016の助成を受けたものである。



2018年7月1日発行

編集兼 高知大学人文社会科学部  
発行者 人文社会科学科  
人文科学コース

高知市曙町2-5-1

印刷所 (有)西村 騰 写 堂

高知市上町1丁目6-4

KINOSHITA Yoshitaka and the Date of the TOYOTOMI Hideyoshi's  
Red-seal Letters Relating to the War of Bunroku

TSUNO, Tomoaki

*Offprint from*

Research Reports of  
Humanities, Faculty of  
Humanities and Social Sciences,  
Kochi University  
KOCHI, JAPAN  
2018